

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会（第3回）

確認事項報告書

（令和2年8月26日）

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
危機管理監 危機管理課	新型コロナウイルス感染症対策基金積立金について	市民や企業の皆様から寄せられた寄附を基に、新型コロナウイルス感染症対策を推進するために創設された基金の現状を伺う。また、対策に要した金額と内容を伺う。	自由民主党浜松	1
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策基金積立金条例を本年6月17日制定。 ・基金条例制定前の寄付金額：9,217,700円 ・基金条例制定後の寄付金額：7,158,905円（8月20日現在） ・8月20日現在、積立金額0円（年度内に積立てを実施） ・基金は、今後新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の特定財源として充当する。 <p><危機管理課で執行した主なもの（8月20日現在）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サージカルマスク50万枚：36,300,000円 ・N95マスク400枚：198,000円 ・防護服12,400枚：4,059,000円 ・段ボールパーテーション9,520枚：17,278,800円 ・非接触型温度計108個：677,160円 			
メモ				

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
健康福祉部 福祉総務課	特別定額給付金について	特別定額給付金の給付済数と申請不備数と申請不備数への再返送数と再申請への給付済み数、全て完了時期、未申請の数。	公明党	2
回答	《令和2年8月21日時点》 給付済数…325,407件 申請不備数…29,421件 申請不備数への再返送数…20,840件 再申請への給付済み数…20,000件 全て完了時期…令和2年10月31日を予定 未申請の数…5,763件			
メモ				

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
健康福祉部 福祉総務課	特別定額給付金について	申請件数（率）、給付件数（率）、未申請件数（率）の一覧	日本共産党浜松 市議団	3
回答	《令和2年8月21日時点》 申請件数（率）…337,853件（98.3%） 給付件数（率）…325,407件（94.7%） 未申請件数（率）…5,763件（1.7%）			
メモ				

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
健康福祉部 福祉総務課	特別定額給付金について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付状況 ・ 未返送世帯数とその対策（ひとり暮らしの高齢者や障害者へのフォロー） 	市民サポート 浜松	4
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付状況（NO. 3・4のとおり） ・ 未返送世帯数…5,763件 ・ 未返送世帯への対策（ひとり暮らしの高齢者や障害者へのフォロー）…申請期限が令和2年9月8日（火）と近づいたことから、高齢者福祉課・障害保健福祉課・介護保険課のメーリングリストを活用し、高齢者・障害者の支援機関に対して、再度、支援が必要な方への声掛け等を依頼していく。また、未返送世帯5,763件については、申請期限を改めてお知らせする通知を送付する。 			
メモ				

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
健康福祉部 福祉総務課	特別定額給付金について	コールセンターにおける外国語対応の体制と実績はどうか。	日本共産党浜松 市議団	5
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ コールセンターにおいてはコールセンター職員、通訳者、当事者（外国人）の3者間通話で対応。 <p>《参考》応答件数 51,663件 外国語対応…英語 21件、中国語 2件、ポルトガル語…136件</p>			
メモ				

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
健康福祉部 障害保健福祉課	移動支援サービス等について	サービス利用者から外出などを控えているという声を聞くが、移動支援、同行援護、行動援護サービスの利用状況はどのようになっているのか。（前年度との比較）	市民サポート浜松	6
回答	別紙のとおり。			
メモ				

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会（資料）

障害保健福祉課

○確認事項 「No.6 移動支援サービス等について」

1 移動支援サービス

区 分		1月	2月	3月	4月	5月
利用量 (時間)	H31	1,957.5	1,982.3	2,335.0	2,198.8	2,214.4
	R2	2,172.5	2,275.0	1,933.3	1,646.5	1,648.5
対前年比		11.0%	14.8%	△17.2%	△25.1%	△25.6%
実利用者数 (人)	H31	197	203	216	210	201
	R2	222	217	186	157	165
対前年比		12.7%	6.9%	△13.9%	△25.2%	△17.9%

2 同行援護サービス

区 分		1月	2月	3月	4月	5月
利用量 (時間)	H31	1,306.0	1,438.0	1,694.0	1,688.0	1,601.0
	R2	1,636.0	1,656.0	1,266.0	979.7	1,003.8
対前年比		25.3%	15.2%	△25.3%	△42.0%	△37.3%
実利用者数 (人)	H31	101	106	116	117	115
	R2	118	119	108	101	102
対前年比		16.8%	12.3%	△6.9%	△13.7%	△11.3%

3 行動援護サービス

区 分		1月	2月	3月	4月	5月
利用量 (時間)	H31	85.0	71.0	85.0	87.0	87.0
	R2	113.0	114.0	122.0	120.5	112.0
対前年比		32.9%	60.6%	43.5%	38.5%	28.7%
実利用者数 (人)	H31	7	7	8	8	8
	R2	11	10	10	13	13
対前年比		57.1%	42.9%	25.0%	62.5%	62.5%

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
健康福祉部 健康医療課	軽症者用の施設	軽症者用の受け入れ施設として民間施設の借用が可能との報道があったが、さらに受け入れ可能数を増やすための検討は進んでいるのか。	市民クラブ	7
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症者等に係る宿泊療養施設は、厚生労働省事務連絡（R2.4.2）により都道府県が用意することとされている。 ・静岡県は、県内最初の施設として、静岡市内に1か所（客室数155室 最大収容110名程度）確保し、5月14日から運用を継続している。 ・県は6～7月にかけて県内の宿泊施設に対して意向調査を実施し、応募した施設を中心に施設の確保を進めている。 ・8月7日、県内2か所目となる西部地域の施設の確保を公表し、8月下旬から供用予定である。 施設名：トヨタ自動車(株)グローバル研修所（浜松市北区三ヶ日町都筑） 5階建・客室数68室 ・県は、今後の感染予測を踏まえ、東部・中部・西部地区に計450室の確保を目標としているが、地区毎では概ね150室の確保が必要となるため、この必要数の充足に向け、施設の確保に取り組んでいる。 			
メモ				

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
健康福祉部 健康医療課	軽症者向け療養施設の確保について	1か所目の療養施設は決まったとの報道があったが、2か所目のめどはどうか。	市民サポート浜松	8
回答	No.7の回答に同じ。			
メモ				

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
健康福祉部 健康医療課	軽症者及び無症状者の対応について	<p>① 軽症者及び無症状者はホテルで療養するのか、自宅で療養するのか、判断の基準・方法について伺う。</p> <p>② 感染者の家族に、幼い子や介護を必要とする家族がいる場合の配慮について、家族のホテル入所を含め対応について伺う。</p> <p>③ 自宅待機となった家族との隔離マニュアル、自宅消毒のマニュアルの有無について伺う。</p>	自由民主党浜松	9
回答		<p>①及び② 陽性患者は症状に関わらず医療機関に入院するのが原則である。一方で、重症者等の患者が確実に入院できる医療体制を維持するため、軽症者及び無症状者で基礎疾患を持たないなどの条件を満たす場合は、宿泊療養施設が認められている。本市では原則として一旦医療機関に入院し、症状悪化が見込まれない患者について、宿泊療養施設への搬送を行っている。また、日本小児科学会の見解（R2.4.23）に基づき、保護者が陰性で子が陽性などの場合、患者を自宅療養とした事例がある。なお、陽性患者が陰性の家族を伴って宿泊療養施設に入所した事例は現時点でない。</p> <p>③ 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項（第4版）」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部 令和2年8月7日事務連絡）を参照されたい。</p>		
メモ				

事務連絡
令和2年3月6日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療機関における「新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者の方々へ」
の配布について

新型コロナウイルス感染症で入院された方の退院基準に関しては「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取り扱いについて（一部改正）」（令和2年2月18日健感発第0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）においてお知らせしたとおりです。当該基準を満たして退院された方に関しては、他の人への感染性はないと考えられるものの、稀な事例として退院後に再度新型コロナウイルス陽性となる方が確認されたことから、今般、退院後の留意事項「新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者の方々へ」を別添のとおりとりまとめました。

貴職におかれましては、管内医療機関において当該留意事項を配布いただくよう周知をお願いいたします。

【問い合わせ】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部（技術総括班）

担当：竹下、上戸

電話番号：03-5253-1111（内線：8045）

新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者の方々へ

- ・あなたは厚生労働省の定める退院基準を満たしたため本日以降退院できます。
- ・現時点で他の人への感染性はないと考えられますが、稀な事例として、退院後に再度新型コロナウイルス陽性となる方が確認されております。
- ・そのため、退院後4週間は以下の点に留意いただきますようお願いいたします。

●一般的な衛生対策を徹底してください。

- ・石けんやアルコール消毒液を用いて手洗いをしてください。
- ・咳エチケット（マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえる、マスクの着用等）を守ってください。



●健康状態を毎日確認してください。

- ・毎日、体温測定を行い、発熱（37.5℃以上）の有無を確認してください。

●咳や発熱などの症状が出た場合

- ・速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡し、その指示にしたがい、外出時には必ずマスクを着用して、必要に応じて医療機関を受診してください。帰国者・接触者相談センターへの連絡及び医療機関の受診にあたっては、あらかじめ新型コロナウイルス感染症で入院していたことを電話連絡してください。

（参考）

咳や発熱などの症状が出た方	帰国者・接触者相談センター （都道府県設置）	
駐日外国公館と連絡を取りたい方	駐日外国公館リスト	

連絡先 ○ ○ 病院

※ 本資料は、令和2年2月28日に作成したものです。今後、新たな知見をもとに随時変更されることがあります。

退院基準・解除基準の改定

- ・有症状者に関する退院基準について、WHO（世界保健機関）の基準が短縮（14日→10日）されたことを踏まえ、有症状者の退院基準について期間の短縮（14日→10日）を行う。
- ・また、無症状病原体保有者の退院基準についても、無症状病原体保有者に関する新たな知見が明らかになったことを踏まえ、CDC（米国疾病予防管理センター）の基準も参考にし、時間の経過に基づく基準に加え、新たに、PCR検査による退院基準を設定することとする。

退院基準の改定

1. 有症状者^{（注1）}の場合

- ① 発症日^{（注2）}から**10日間経過し**、かつ、症状軽快^{（注3）}後72時間経過した場合、退院可能とする。
- ② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR検査^{（注4）}で陰性を確認できれば、退院可能とする。

2. 無症状病原体保有者の場合

- ① 検体採取日^{（注5）}から**10日間経過**した場合、退院可能とする。
- ② 検体採取日から**6日間経過後**、24時間以上間隔をあげ**2回のPCR検査陰性を確認**できれば、退院可能とする。

※ 10日以上感染性を維持している可能性がある患者（例：重度免疫不全患者）では、地域の感染症科医との相談も考慮する。

※ 退院基準・解除基準の改定時にすでに有症状者・無症状病原体保有者に該当している場合には、発症日等にさかのぼって新たな退院基準・解除基準を適用する。

【改定前の退院基準】

1. 有症状者の場合：①発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。
②発症日から10日間経過する前に症状軽快した場合、症状軽快後24時間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR検査陰性を確認できれば退院可能とする。
2. 無症状者の場合：発症日から14日間経過した場合に、退院可能とする。

宿泊療養等の解除基準の改定

退院基準の改定案と同様とする。

【改定前の宿泊療養等の解除基準】

発症日から14日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、解除可能とする。

注1 重症化リスクがない者等で、医師が必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した場合には、宿泊療養等で療養する。

注2 症状が出始めた日とし、発症日が明らかではない場合には、陽性確定に係る検体採取日とする。

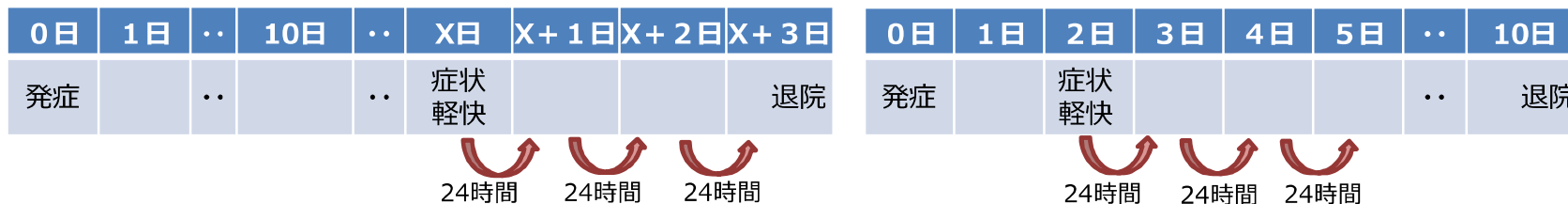
注3 解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。注4 その他の核酸増幅法を含む。注5 陽性確定に係る検体採取日とする。

注6 退院後に再度陽性となった事例もあることから、退院・解除後4週間は自ら健康観察を行い、症状が出た場合には、速やかに帰国者・接触者相談センターへ連絡し、その指示に従い、医療機関を受診する。

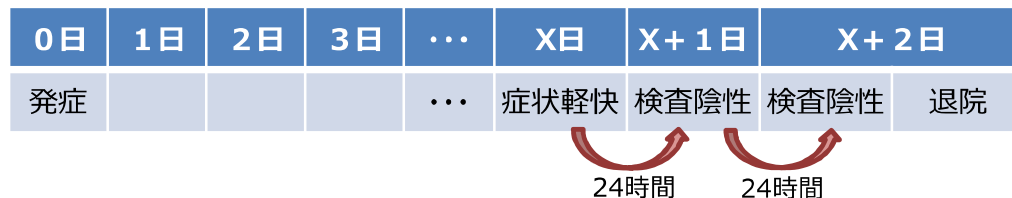
(参考) 期間計算のイメージ図

【有症状者の場合】

① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能

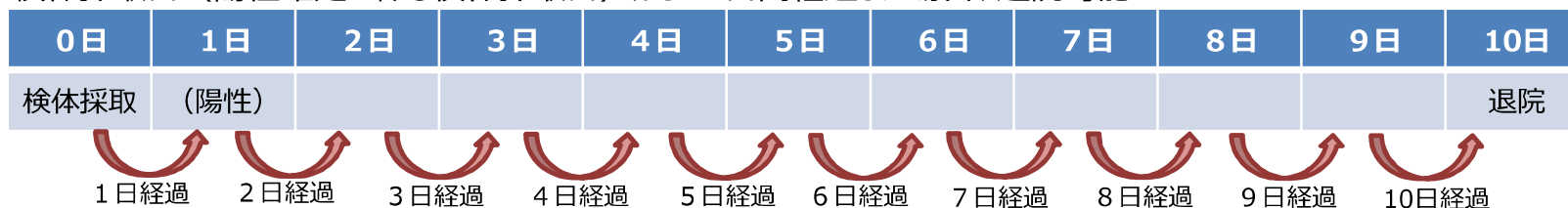


② 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能

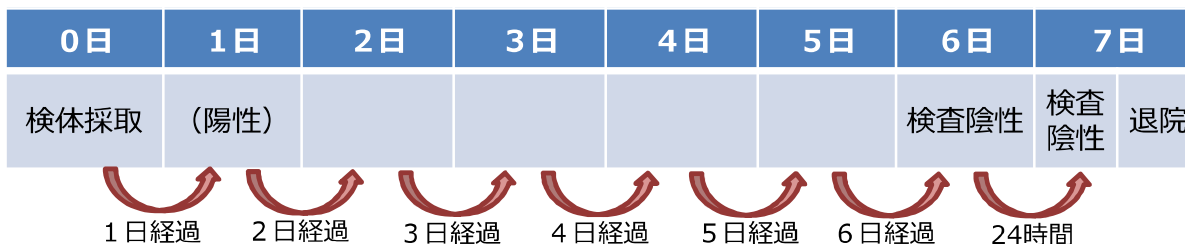


【無症状病原体保有者の場合】

① 検体採取日（陽性確定に係る検体採取日）から10日間経過した場合、退院可能



② 検体採取日から6日間経過後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可能



新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
健康福祉部 健康医療課	退院者人数について	退院に向けての考え方や状況について伺う	市民クラブ	10
回答	<p>基本的に退院についての考え方は厚労省の退院基準に則っている。</p> <p>ただし医療機関では単に期間を経過して退院とするのではなく、入院患者の容態を十分確認し、再発した場合は期間延長をさせることなどの対応をしている。</p> <p>有症状者は発症日から、無症状者は検体採取日を基準として期間設定されている。</p> <p>クラスター発生以後の市内陽性者数は8月16日現在で累計170人、うち入院中18人、宿泊施設療養中6人、入院待機中2人、残りの144人が、退院や療養解除となっている。</p>			
メモ				

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
健康福祉部 健康医療課	陽性患者退院後のケアについて	退院した患者さんへの医療と精神的ケアとして、どのようなことをどのくらいの頻度で行っているか	市民サポート浜松	11
回答	<p>厚労省の事務連絡により退院・解除後4週間は患者自らが健康観察を行うこととなる。</p> <p>医療機関では退院される際に患者に対して、退院時にふたたび症状が出た場合などには速やかに帰国者・接触者相談センターへ連絡し、その指示に従い医療機関を受診するよう依頼している。</p> <p>感染に関する不安や心配がある場合は24時間対応の新型コロナ受診相談窓口で対応している。</p> <p>なお、退院時には、「医療機関における「新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者の方々へ」の配布について」（令和2年3月6日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づく留意事項が配布されている。</p>			
メモ				

(おもて)

自宅療養をされる皆様へ

新型コロナウイルス感染症の検査で陽性であった方のうち、無症状、または医学的に症状が軽い方については、自宅や、都道府県が用意する宿泊施設で安静・療養を行っていただいております。以下、自宅療養に際してお伝えすべき内容をまとめておりますので、参考としてください。

1. はじめに

- 感染拡大防止のため、ご本人は自宅から外出せず、自宅で療養していただきます。自宅内でも必要最小限の行動にとどめてください。
- ご家族など同居の方も、生活上、必要な外出を除き、不要不急の外出は控えましょう。外出する場合はマスクを着用してください。
- 外部からの不要不急の訪問者は受け入れないようにしましょう。

2. 自宅療養中の健康観察について

- 療養期間中は毎日、1日2回、体温測定などご自身の健康状態の観察を行ってください。
- 保健所が1日1回電話などで健康状態の確認を行います。
- 飲酒・喫煙は厳禁です。
- 療養の解除については、保健所が判断します。症状のある方については、次の①又は②に該当する場合に、自宅療養は解除されます。
 - ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
 - ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法の検査（PCR検査及びランプ法による検査）又は抗原定量検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合
- また、症状の出たことのない方（無症状病原体保有者）については、次の③又は④に該当する場合に、自宅療養は解除されます。
 - ③ 陽性確定に係る検体採取日から10日間経過した場合
 - ④ 陽性確定に係る検体採取日から6日間経過した後に核酸増幅法の検査又は抗原定量検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合
- 体調が急変することもあるので、症状（発熱、咳、痰、倦怠感など）が悪化した場合、すぐに保健所に連絡してください。特に、発熱や息苦しさを感ずるなどの場合、必ず連絡してください。24時間受け付けています。

連絡先：〇〇〇保健所 連絡方法（電話等） 連絡先（電話番号）

- 服薬中の薬剤がある場合、自宅療養期間中の薬剤について、かかりつけ医療機関等にご相談ください。
- 同居の方は、基本的に濃厚接触者に当たります。そのため、同居の方も毎日健康状態の観察を行い、症状が出た場合、速やかに保健所に連絡してください。

3. 療養中の配食サービスについて

- 自宅療養中、ご本人の外出を控えていただくために、配食サービスを提供しています。以下の中から、ご希望の事業者を選び、〇〇〇（担当 or 事業者）に連絡してください。

配食サービスの概要、選択可能な事業者情報等
連絡先：〇〇〇保健所 連絡方法（電話等） 連絡先（電話番号）

(うら)

4. 療養中の注意事項について（感染拡大防止のために）

➤ 同居の方がいる場合、家庭内感染を防ぐために、以下の注意事項を守ってください。

【居住環境など】

- ご本人専用の個室を用意しましょう。難しい場合、同室内の全員がマスク（サージカルマスクなど）を着用し、十分な換気を行いましょ。う。
- ご本人は、自宅内でもできるだけ居室から出ずに、必要最小限の行動にとどめてください。
- 同居の方がご本人の居室に出入りする時は、サージカルマスク等を着用し、流水と石鹸又は擦式アルコール性消毒薬による手洗いを行いましょ。う。
- 洗面所・トイレもご本人専用のものが望ましいですが、共用する場合は、十分な清掃と換気を行いましょ。う。入浴はご本人が最後にしてください。
- リネン（タオル、シーツなど）、食器、歯ブラシなどの身の回りのものは、同居の方と共用しないでください。特に、洗面所やトイレのタオルに注意してください。

【同居の方の感染管理】

- 同居の方がご本人のケアを行う場合には、特定の方が行うようにしてください。その場合、十分な距離（1m以上）を保ってください。ケアを行う方は、基礎疾患がない健康な人が望ましいです。
- ケアを行う場合、ケアを行う方もご本人もどちらもサージカルマスク等を着用し、十分な距離を保ってください。
- ご本人の体液・汚物に触れたり、清掃・洗濯を行う場合、サージカルマスク等、手袋、プラスチックエプロンやガウン（身体を覆うことができ、破棄できる物で代替可：例 カップ等）を使用しましょ。う。
- ケアを行った後や、清掃・洗濯の後は石鹸と流水で手を洗いましょ。う。
- マスクの外側の面、眼や口などに手で触れないよう注意しましょ。う。

【清掃】

- ご本人が触れるものの表面（ベッドサイド、テーブル、ドアノブなど）は家庭用除菌スプレーなどで、1日1回以上、拭きましょ。う。
- リネン、衣類等は通常の洗濯用洗剤で洗濯し、しっかりと乾燥させましょ。う。（洗濯表示に記載されている上限の温度での洗濯、乾燥が望ましいです）

【ごみの捨て方】

- ご本人の鼻水などが付いたマスクやティッシュなどのごみを捨てる場合、「①ごみに直接触れない」、「②ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「③ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょ。う。
- ②でごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
保健所 保健総務課	保健所の人員体制、多忙対策について	保健所の人員体制は大丈夫なのか。計画の立案はあるか。 業務のアウトソーシングや他部署の応援を増やすべきでは。	市民クラブ	12・13
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県主導にて秋以降を想定した感染拡大に対応する体制は、部局を超えた応援職員の配置を準備し創案していた。 ・7月下旬からのクラスター対応は、短期的にこの想定を超えたものであるが、前述の応援体制と事業の精査、事務の創意工夫などで乗り切れた。 ・今後、同様の事態の長期化に備えた体制整備を行っていく。 ・あわせて業務のアウトソーシングは、検査補助業務やコールセンター業務の委託など、5月補正、予備費充用、9月補正などを駆使して実施している。 			
メモ				

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
保健所 保健総務課 生活衛生課	PCR 検査について	<ul style="list-style-type: none"> ① PCR 検査数の現状と今後の見通し ② 200 件/日の方法と増強方針 ③ 厚労省の強化 6 項目について、本市の取り組みは ④ 医療、介護、保育施設等の従事者の検査について 	自由民主党浜松 市民クラブ 日本共産党浜松 市議団	14・15・18・ 19
回答	<p>① 2/14～8/16 の集計で、検査件数は 3812 件、内 4/13 から開始した保健所での検体採取は、8/16 までで 2461 件。7/21～8/16 間で集計すると、検査件数が 2517 件、保健所での検体採取数が 2265 件となっている。今後の見通しについては不明だが、秋から冬にかけてのインフルエンザとの混在による検査数の増加はかなり見込まれると予想する。</p>			

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

	<p>② 前記期間のうち、7/25 と 7/26 の 2 日にそれぞれ 204 件、201 件の検体採取を行った。この時はドライブスルーにて医師 2 人（保健所長及び医監）が鼻腔拭い液を採取する方法で、緊急対応として、補助職員 6 名と 9:30～16:30 まで 1 日 6 時間（休憩を除く）従事して実現したもの。（現在の炎天下での継続は困難）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査は、設備機器を強化した保健環境研究所のほか民間検査機関を活用することで理論上は 1000 件/日程度まで対応可能になっている。 ・検体採取は、現在、それぞれの検査事例の特徴をとらえて、唾液検査との併用を行い短時間で多量の採取ができるようになっており手法は深化したが、今後、件数を拡充するには人員と実施場所の確保に課題がある。 ・人員については、医師会の協力や補助者等のアウトソーシングにて対応をしている。 ・場所については、広い駐車場を有し施設管理者及び近隣住民の承諾が得られることが条件となる。地元選出議員の支援は必須 <p>③ 6 項目のそれぞれに対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 検査能力の増強 = 検査機器の整備、民間検査機関の活用 (2) 唾液検査の活用促進 = 採用済み（集団・組織的検査にメリットあり） (3) 行政検査に係る契約締結の促進 = 浜松市医師会と締結済 (4) 地域における感染状況を踏まえた幅広い検査 = クラスタ関連の追跡調査を実施中 (5) 院内・施設内感染対策の強化 = 各医療機関等で対応 (6) 検査体制の更なる強化 = 相談から結果判明まで、概ね 3 日を実現している。 <p>④ 医療従事者に対する PCR 検査については、令和 2 年 3 月 29 日厚生労働省結核感染症課からの電子メールに基づき「検査が必要と考えられる場合においては積極的に検査」を実施している。また、令和 2 年 6 月 5 日の「新型コロナウイルスに関する Q & A（医療機関・検査機関の方向け）」には、「医療従事者等、ハイリスクの者に接する機会のある業務に従事し、感染状況の評価が必要と考えられる場合等において、検査を実施することがある。具体的には保健所に相談してください。」と示されていることから、これらに該当すると判断される施設又は従事者等から PCR 検査に係る相談があったときは、症状の有無、考慮すべき行動歴の有無及び濃厚接触者であるか否かに関わらず、積極的疫学調査としての PCR 検査を検討・実施する。</p>
メモ	

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
保健所 保健総務課	接待を伴う飲食店への PCR 検査について	① 発送数、業務業態、返送数、検体の採取方法、結果のフィードバック ② 陽性患者発生時の店名公表及び、陰性判定の公表について ③ 申し込み率と進捗状況、お酒を提供する飲食店への PCR 検査を実施するか。 ④ 自己負担での対応の可能性等について	自由民主党浜松 市民サポート浜松	16・17
回答	<p>○8月25日厚生保健委員会にて事業説明予定</p> <p>① 8月7日 432通を発送、うち54通が不達 = 378店が該当と推察する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務業態は、浜松市において食品衛生法に基づく、飲食店営業（バー）及び（キャバレー）の許可を得ている店舗 ・検体の採取方法は、店舗ごとの唾液採取容器の配付及び回収 ・感染者を発見、隔離治療することを目的とする。クラスター対応の効果、追跡調査の優位性については検証できると考えるが、対象店舗及び対象区域の安全性や危険性を示すデータにはなり得ない。 <p>② 店舗ごと全員陰性の場合、代表者あて連絡、陽性者が確認された場合は、本人告知のうえ、代表者へも連絡（書面等の発行はしない）、店名はクラスター基準（従業員・利用客など一次感染者が5名以上等）に基づき公表</p> <p>③ 8/19現在120店申し込み率約32%、進捗状況885人中190人まで検査済み、他の飲食店へのPCR検査の実施予定はない。</p> <p>④ 行政検査につき有料対応は不可能。保健所として、実施医療機関の情報はない。民間も積極的に営業をしている様子ではない。</p>			
メモ				

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
保健所 生活衛生課	情報管理システム「ハーシス」の導入	過重負担の保健所に強化として情報管理システム「ハーシス」の仕組みを導入すれば早く事務処理ができ、人手不足解消になるので導入をしているとのこと。医療機関まで導入されているか。いつまでに導入するか。	公明党	20
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、令和2年5月29日、従前のシステム「ネシッド」に代わり「ハーシス」を導入している（ID配布）。 ・「ネシッド」では陽性患者の情報のみ報告していたが、新たに導入された「ハーシス」では、陽性患者の情報に加え、検査を受けたすべての患者の情報、陽性患者における毎日の健康観察の情報および濃厚接触者の情報を入力する必要があり、現在は保健所に非常勤職員を配置し対応している。 ・これらの情報の内、検査をした患者の情報や入院した患者の日々の容態等の情報は、各医療機関にIDを配布することにより入力が可能になる。 ・このため、現在、9月初旬にはIDを配布できるよう医療機関の担当者との間で導入に向け調整をしている。 			
メモ				

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
保健所 生活衛生課	COCOA 対応	<p>国が始めた新型コロナウイルスの接触確認アプリ「COCOA」を活用するにあたり、陽性が確認された方が陽性登録にあたり「処理番号」が必要となっている。</p> <p>この処理番号は、厚生省の感染者管理支援システム「HER-SYS(ハーシス)」に入力することで処理番号が陽性者にメールやショートメッセージで通知される仕組みとなっている。</p> <p>しかしながら、一部報道ではこの処理番号がすみやかに陽性者に届かず、その要因として保健所の職員らのHER-SYSへの入力対応の遅れが報道されていたが、本市における処理番号の入力実績や対応スピードについて伺う。保健所職員が多忙で余裕がないとなれば、他の部局からの応援をしてでも接触確認アプリが有効に機能出来ることを考えるべき。</p>	市民クラブ	21
回答		<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市内で確認された新型コロナウイルス感染症確定患者に聞き取り調査をした結果、「COCOA」を登録していたのは8月20日時点で3名 ・このうち、7月に確認された患者1名については、「ハーシス」の導入段階における「COCOA」との連携などに不具合があり、処理番号の通知がされなかった。 ・8月以降確認された患者2名については、速やかに処理番号を通知している。 		
メモ				

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
保健所 生活衛生課	陽性患者の情報公表のガイドラインについて	陽性患者の行動履歴などの情報公表について基準があるか伺う。	自由民主党浜松	22
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公表についての基準は示されていないが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 16 条に基づき、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な情報については、個人情報の保護に留意したうえで公表している。 ・具体的には、個人の居住地、年齢、性別等のプロフィールについては、公表を前提に確認をしているが、感染予防につながる行動履歴の把握を優先するため、患者が希望しない情報は非公表としている。 ・聞き取った行動履歴については、感染予防対策や接触者が確認することができず、新たな感染源となる恐れがある場合は、立ち寄り先の事業所名を含め積極的に情報を公開するよう努めている。 ・なお、個人がプロフィールの公表をためらう理由は、個々の生活事情によるところもあるが、多くは、風評被害等の心理的な圧迫によるものである。 ・事業者については、公表についての考え方が積極的なところと消極的なところと二分している。 			
メモ				

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
産業部 産業振興課 商業振興担当	景気対策について	事業者支援ではなく、市民の生活支援と景気回復策として、デジタル対応できない市民に対しての、景気回復支援策は検討しているか伺う。	自由民主党浜松	23
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省において実施が予定されている Go To Eat キャンペーンの受託事業者について、8月7日まで公募が行われ、8月下旬に採択が行われる予定です。 ・応募申請が可能な受託事業者は、都道府県商工会議所連合会、都道府県商工会連合会などや地域商社、旅行会社、金融機関など民間事業者です。 ・静岡県内では、事業実施を予定する県内の商工団体が申請しています。 ・これにより、国に採択された場合には、飲食店を予約・来店した消費者に対し、次回以降に使用できるポイントが付与される「オンライン飲食予約」に加え、25%のプレミアムが付与された「食事券」が県内で利用可能となります。 			
メモ				

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
産業部 産業振興課 商業振興担当	まちなかオープンテラス について	・現状と課題	市民サポート浜 松	24
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなかオープンテラスは6月19日より23店舗で開始しましたが、追加の参加要望により現在35店舗の参加を得て、継続実施中です。 ・6、7月は梅雨の影響により、なかなか店先にテラス席を設けることができなかったこと、また、まちなかの店舗でクラスター発生により来街者が大幅に落ち込んだことにより、十分な効果が発揮できたとはいえないものの、各店舗に行ったアンケートやヒアリング結果によると、「3密にならないような環境を作れた」「お店に目を留めてくれるお客様は増えた」「長く続けて欲しい」「まちなかの活性化に向けてきっかけとなる」などの声があがっており、取り組み自体は好評となっています。 ・開始以降、対象路線を追加して欲しいとの要望が多いが、警察協議を行う中で歩道幅員の十分な確保が必要となるため、特定の路線での実施に限られることが課題です。 ・また、現在、実施期間が8月末までとなっていますが、3密対策などの効果もあることから、11月末まで延長できるよう警察などと調整を進めています。 			
メモ				

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
産業部 観光 CP 課	はままつ LINE コロナ身守りシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・LINE を活用したはままつ LINE コロナ身守りシステムの登録件数の状況と使用された実績について伺う。 ・LINE を活用したはままつ LINE コロナ身守りシステムの仕組みでは、保健所が浜松市 LINE 公式アカウント「しゃんべえ情報局」に陽性者の情報を入力することでアプリ利用者にメッセージが届くと認識しているが、多忙を極めていると思われる保健所において本アプリへの入力作業の状況について伺う。もし遅延が発生していることがあるのであれば、保健所以外の部署職員が応援で対応することを考えるべき。 	市民クラブ	25
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年8月21日現在、システム登録件数（QRコード申請件数）は、3,315件で、これまでの感染者で使用実績はありません。 ・LINE コロナ身守りシステムの登録者が、感染した際の流れは以下のとおりとなります。 <ol style="list-style-type: none"> ①保健所が感染者の行動履歴を確認します。 ②保健所が感染者の立ち寄った店舗に対し、濃厚接触者を特定するためのヒアリングをする際に、「LINE コロナ身守りシステム」を導入しているかも確認します。 ③「LINE コロナ身守りシステム」を導入している店舗があった場合、保健所が広聴広報課に対象店舗を伝えます。 ④広聴広報課が店舗及び時間帯を LINE 側に連絡します。 <ul style="list-style-type: none"> ※消毒、三密対策など店舗の感染対策状況を踏まえ時間帯を決定します。 ⑤LINE 側が広聴広報課からの情報に基づき特定した方にメールを送ります。 <p>以上の流れとなりますので、「LINE 身守りシステム」導入に伴う保健所の負担はほとんど生じません。</p>			
メモ				

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
産業部 観光 CP 課	PayPay キャンペーンについて	①事業者支援として実施した PayPay 施策の実績と、効果検証はどうか伺う。 ②事業者支援として実施した PayPay 施策の予算執行額が、余っている場合の事業の延長や同様他者による施策転換の考えはないのか。	自由民主党浜松	26
回答	<p>①・キャンペーン開始前に比べて市内での PayPay での決済回数は、約 2 倍に増加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始前に市内の登録店舗が約 600 件増加しました。 ・経済効果については、速報値ですが、7 月 1 日～7 月 31 日の間の PayPay の消費額で約 20 億円になる見込みです。 <p>②・執行状況につきましては、現在集計を行っているところですが、期間中、2.5 億円のポイント付与の見込みで、予算残は約 2 億円以上となる見込みです。今後、国のマイナポイントや GoTo イートキャンペーンの状況を見極めて事業の再実施について判断してまいります。</p>			
メモ				

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
産業部 観光 CP 課	PayPay キャンペーンについて	・ PayPay キャンペーンの結果、実施店の反応、市民からの問い合わせや意見などの反応は、それぞれどうであったか。	市民クラブ 浜松	27
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・実施店の反応については、30%のポイントバックはインパクトがあり、キャンペーンにより来客者が増えて有難いという意見が多くありました。 ・市民からの問い合わせや意見については、高齢者から PayPay の利用方法を教えてほしいとの意見が多くありました。また、普段行かない店舗へ行く機会ができたという意見や非常に有難いとの意見もありました。 ・一方で他のキャッシュレスサービスでも実施してほしいという意見がありました。 			
メモ				

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
産業部 観光 CP 課	はままつ安全・安心な飲食 店認証制度	8月7日からはままつ安全・安心な飲食店認証制度の申請が始まっているが、申請状況はどうか	市民クラブ	28
回答	・8月21日現在、申請数：194件、認証件数：133件です。			
メモ				

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
産業部 観光 CP 課	はままつ安全・安心な飲食 店認証制度	はままつ安全・安心な飲食店認証制度の内容を含めて対象となる店舗に確実に伝えていくことが重要になると思われる。 については、①この制度に関する相談窓口を多く用意すべきと考えるが、対応はどうか。②外国人の経営する店舗への対応は出来ているのか。	市民クラブ	29
回答	①コールセンターや当課で相談を受け付けておりますが、現時点では、まだ余裕がある状況です。 ②外国人の経営する店舗から問い合わせがあった場合には、国際課と連携して対応してまいります。			
メモ				

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
学校教育部 教育施設課	空調設備の運用	換気のために窓を開けての空調では目標の室温にならないと聞く。現状 28℃とされている設定温度を下げることは考えていないのか。	市民クラブ	30
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う冷房時における教室の換気方法は、対角線上の2方向もしくは4方向の窓や扉を約10cm開放することとしている。 ・室温が28℃に下がらないとの報告を受けた学校については、現状確認し換気方法を適正に行うことで室温の維持を図っている。 ・今後においても換気方法の確認と指導、機器の不具合の有無など原因を調査することで、適切な室温維持を図っていく。 			
メモ				

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
学校教育部 教育センター 指導課 教育施設課	オンライン授業	①動画等配信に関わる教職員研修の状況。各学校内で学習用動画作成や配信ができる状況になっているのか。 ②クラウド型学習プラットフォームの利用状況。臨時休業になった際にすぐに活用できる状況にあるのか。	市民クラブ	31
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・グーグル社のクラウド型学習プラットフォーム「G-Suite」を利用した動画配信に係る教職員用のマニュアルを作成し、5月8日に配付し、このマニュアルに基づいた研修を5月11、12日に実施した。各学校はマニュアル視聴、研修参加いずれかの方法で動画の配信方法を学んでいる。 ・8月17日に改めて「G-Suite研修会」を行い、一方的な動画配信だけでなく、教師と児童生徒が双方向で話し合う方法やアンケートや小テストの実施方法について研修した。本研修のマニュアルも配付し、すべての教職員が今後も利用できるようになっている。 ・教職員用のマニュアルをもとに、各学校は、3つの密が重ならないよう終業式や集会等において利用したり、他校の職員とのオンライン会議を実施している。また、従来行っていた教育活動に講師を招くことができないため、遠隔による実践も見られる。 			

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

	<ul style="list-style-type: none"> アンケートやプリントの配付・回収ができるアプリケーションの利用も増えてきており、臨時休業になった際にすぐに活用できるよう、各学校で取組を進めている状況である。
メモ	

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
学校教育部 教職員課	緊急スクール・サポーター について	緊急スクール・サポーターの現状と課題	市民サポート浜 松	32
回答	<ul style="list-style-type: none"> 授業の合間や1日の授業終了後の消毒作業や児童生徒の健康観察票のとりまとめ作業など、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで増加した業務をサポートし、教員が子供の学びの保障に注力できるようにするため、18学級以上の小学校46校、15学級以上の中学校26校に配置することを予定している。 現状は、令和2年7月30日に市内の大学に募集案内を送付するとともに、市ホームページへの掲載や報道発表により広く公募を行っている。申込期限は同年8月11日までとしており、8月17日現在で56人の学生等から応募がある。 募集人数は72人のため、引き続き市内に在住する大学等の学生や市内の大学等に通う学生に対して案内し、人員の確保に努めていく。 小中学校への配置は8月下旬の2学期開始時を予定。現時点では必要人数の確保には至っていないため、大規模校を優先に配置を進める。 			
メモ				

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
学校教育部 健康安全課	消毒作業	教員が、学校内の消毒作業を行っているというが、教員は本来の児童・生徒への教育に集中し、これまでの学業の遅れを挽回することに集中させるべき。学校内の消毒作業はアウトソーシングで対応すべきと考えるがどうか。	市民クラブ	33
回答		<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020. 8. 6Ver. 3）」によると、消毒による一時的な効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要であると示されている。したがって、学校内の日常的な消毒作業については、教員だけが行うのではなく通常の清掃活動の一環として、発達段階に応じた児童生徒による簡易な消毒作業の実施についても検討するなど持続可能な体制づくりが必要であると考えている。 ・ また、消毒作業を実施する場合には、緊急スクール・サポーター等も活用し、教員への過度な負担とならないよう配慮していく。 		
メモ				

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
学校教育部 健康安全課	感染発生対応	学校で児童生徒、職員に陽性者が確認された際、保護者への伝え方が重要であり、伝え方によっては、誹謗中傷などに結び付いてしまう懸念があるため、特に注意が必要と思われる。教育委員会で統一した文書ひな型を作成してはどうか。	市民クラブ	34
回答		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校内において陽性者が確認された場合には、保健所・学校・教育委員会が連携し、濃厚接触者の特定や臨時休業、校内の消毒作業等、必要な対策を実施することを基本としている。 ・ 臨時休業や行事の中止等により、全保護者に影響を及ぼす場合には、個人が特定されないことがないよう、人権の尊重及び個人情報保護に配慮をしつつ、速やかに緊急連絡を行うこととしている。 		

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 確認事項（回答）

	<ul style="list-style-type: none"> ・全保護者に知らせる緊急連絡の参考例については、すでに全ての学校に対し通知済みであるが、事案により対応が異なることも想定されることから、発出する際は、学校と教育委員会で内容の調整を行い、児童生徒に陽性者が確認された場合には、その保護者に確認を取ったうえで、全保護者に伝えている。 ・陽性者へのいじめや誹謗中傷や差別をするような行為は断じて許されるものではないため、令和2年7月30日付け学校宛て通知「新型コロナウイルス感染症をみんなで乗り越えましょう」を発出し、児童生徒と保護者に向けてメッセージを送ったところである。
メモ	

所管部局課名	項目	内容	会派名	No.
産業部 産業総務課	報告事項	6月の特別委員会において、「中小企業の状況（廃業や倒産の状況など）」について、定期的に報告してほしいと意見があり報告するもの	-	-
回答		<p>東京商工リサーチの静岡県下企業倒産動向によると、浜松市内企業の6月における倒産件数は5件で、過去3年間の平均値と同等の数値となっている。令和2年4月から6月までの3か月間の倒産件数は12件、前年同月は11件、前々年同月は18件で、例年と大きく相違していない。</p> <p>また、廃業等の情報に接する機会のある浜松商工会議所など関係機関への聞き取りでは、廃業等件数を数値に示すことはできないが、現場の感触としては、これまでの聞き取りと同様、例年と変わらない旨を聞き取っている。</p> <p>これらのことから、現状では、廃業や倒産に至るまでの新型コロナウイルス感染症による影響は表れていないが、全国で感染がふたたび広まっていることや市内でのクラスターの発生等により飲食店や旅行関係業者などを中心に経営は依然厳しい状況にあり、今後、影響が顕在化することも考えられることから、引き続き商工会議所など関係機関からの情報収集等に努めていく。</p>		
メモ				